

(介護予防)短期入所生活介護

重要事項説明書

(2025年6月14日版)

社会福祉法人やすらぎ福祉会
短期入所生活介護なんぶやすらぎホーム

【法人の概略】

- | | |
|-----------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 やすらぎ福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 石川県金沢市上荒屋1丁目39番地 |
| (3) 電話番号 | 076-269-0808 (代表) |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 国光 哲夫 |
| (5) 沿革 | 1992年 9月 法人認可
1993年 7月 特別養護老人ホームやすらぎホーム開設
1999年 4月 やすらぎホーム増床(定員50名から100名に)
2005年11月 小規模通所介護おしのハウス開設
2008年10月 特別養護老人ホームなんぶやすらぎホーム開設
2009年 4月 小規模通所介護なんぶやすらぎ開設 |

【短期入所生活介護】

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 1) 事業の種類 | 併設型ユニット型短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 |
| 2) 名称 | なんぶやすらぎホーム(定員2名)いずれも個室 |
| 3) 住所 | 金沢市弥生3-2-1 |
| 4) 電話 | 076-241-9600 |
| 5) 責任者 | 施設長 廣田 雅子 |
| 6) 開設日 | 2008年10月15日 |
| 7) 介護保険事業所指定番号 | 1770103230 |
| 8) 同 指定日 | 2008年10月15日 |
| 9) 事業の目的 | |

要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護を提供する

10) 運営の方針

一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、要介護者又は要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持、および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、サービス計画に基づき、利用者の居宅における生活と施設利用中の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担軽減をはかるものとする。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

1 1) 通常の事業の実施範囲

金沢市 野々市市とします

1 2) 営業日 営業時間

年中無休、24時間体制とします

1 3) 職員の体制（人数は、併設の特養ホームの職員と合わせた数です）

- 1、管理者 1名 （併設本体施設の管理者が兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理および職務の管理一般を行う。
- 2、医師 1名（非常勤） （併設本体施設の医師が兼務）
利用者の健康管理および急変時などの対応
- 3、生活相談員 1名（常勤） （併設本体施設と兼務）
利用者および家族の生活上の相談を行う
- 4、介護職員 16名（常勤）以上 4名（非常勤）以上
利用者の、介護、日常生活上及び療養上の世話を行う
- 5、看護師（機能訓練指導員兼務） 2名（常勤）以上
利用者の生活上のリハビリを行う
- 7、栄養士 1名（常勤）以上、調理員 3名（常勤、非常勤合わせて）以上
- 8、事務員 1名（非常勤）

1 4) サービスの概要

①食事 ②入浴 ③排泄 ④生活リハビリ ⑤送迎 ⑥その他日常生活上の援助

1 5) 利用料金の概要

利用料金別表参照

1 6) 利用料の支払い

利用料金は、事業者が1ヶ月ごとに計算し、契約者に請求します。契約者はこれを翌月末までに、以下のいずれかの方法で支払うものとします。

- ・ 契約者の指定する口座からの自動引き落とし（手数料は事業者が負担します）
- ・ 事業者の指定する口座への振込み（手数料は契約者のご負担となります）
- ・ 事業者の窓口での支払い（受付時間 平日の9時から17時）

1 7) 介護・生活援助の記録と開示

- 1) 事業者は、介護・生活援助および身体的拘束に関する記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- 2) 入居者または連帯保証人は、当該入居者に関する記録を閲覧できます。

1 8) サービスの利用に関する留意事項

施設、設備、敷地等はその本来の用途に従って利用してください。利用者の故意または重大な過失により、施設、設備等を壊したり汚したりした場合には、自己負担により現状に復していただくか、それ相当の代価をお支払いいただく場合があります。

当事業所の職員や他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

19) 事故発生時及び緊急時の対応

利用者の心身の状態に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに協力医療機関等およびご家族に連絡し必要な対応をします。また事故発生時も、利用者の安全確保を最優先にしつつ、ご家族、関係自治体に速やかに連絡します。事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

サービス提供中に、天災そのほか災害が発生した場合、職員は利用者の避難など適切な処置を講じます。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路、及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難などの指揮をとり、また非常災害に備え定期的に避難訓練を行います。

20) 秘密保持

- 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることがあります。

21) 苦情の受付について

- (1) 当事業所に対する苦情やご相談は、以下の苦情受付担当者がお伺いいたします。

職種	氏名	常駐場所	電話
介護支援専門員	高田奈津子	なんぶやすらぎホーム	076-241-9600

※受付時間は 月曜日～金曜日 9時～17時

- (2) 苦情解決責任者 施設長 廣田雅子

- (3) 第三者委員（法人共通）

氏名	職業	連絡先・方法
高橋 勝二	地域住民	電話076-249-1205
中川 早苗	地域住民	電話076-241-6319
松本 よし美	地域住民	電話076-276-4207

- (4) 行政機関その他苦情受付機関（時間はいずれも月曜から金曜の9時から17時）

金沢市介護保険課	所在地 金沢市広坂1-1-1 電話番号 076-220-2264 FAX 076-220-2559
野々市市介護長寿課	所在地 野々市市三納1丁目1番地 電話番号 076-227-6066 FAX 076-227-6252
石川県国民健康保険団体連合会	所在地 金沢市幸町12-1 電話番号 076-231-1110 FAX 076-261-5190
石川県福祉サービス運営適正化委員会 (石川県社会福祉協議会内)	所在地 金沢市本多町3-1-10 電話番号 076-234-2556 FAX 076-234-2558

2 2) 虐待の防止について

当該事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために、以下の対策を講じます

①虐待防止責任者を選任しています。

虐待防止責任者	廣田 雅子
---------	-------

②虐待防止のための委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底しています。

③従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上及び虐待防止のための研修を定期的実施しています。

④サービスの提供中に、要介護施設従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

⑤虐待防止のための指針を整備しています。

2 3) 身体的拘束廃止の取り組みについて

利用者又はその他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為はいたしません。なお、緊急やむを得ず、身体的拘束等を行う場合には、その旨を本人又は家族に説明しその同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況及び理由を記録します。

2 4) 自己評価及び第三者評価について

当施設では、サービスの質の向上のため、自己チェックリストによる自己評価及び内部監査を年1回実施しています。第三者評価は実施していません。